

平成 27 年

第 1 回新城市総合教育会議
会議録

平成27年7月 第1回新城市総合教育会議会議録

1 日 時 7月27日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 新城市勤労青少年ホーム 研修室B

3 出席者

穂積市長 原田純一委員長 花田香織委員長職務代理者 川口保子委員 瀧川紀幸委員
安形茂樹委員 和田守功教育長

4 同席した職員

松本企画部長
夏目教育部長

5 書 記

杉浦教育総務課副課長

6 議事日程

1 開会

2 挨拶

3 協議事項

- (1) 「新城市総合教育会議運営要綱」及び「新城市総合教育会議運営細則(案)」について
- (2) 教育の「大綱」について
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う今後の取り組みについて
- (4) 教育予算に関する事

4 意見交換

- (1) 「新城教育憲章」の制定について
- (2) 情報共有
 - ① 共育の実情
 - ② こども園のあり方と小学校との接続
 - ③ 少子化社会での中学校部活動のあり方
 - ④ 児童の放課後の過ごし方
 - ⑤ 通学の利便性の確保
 - ⑥ 学校統合の実情

次回総合教育会議 11月30日(月) 午後1時30分
(新城市勤労青少年ホーム研修室B)

開 会

○教育部長

それでは皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、第1回の新城市総合教育会議を開催させていただきたいと思いを。

最初に、市長より開会の宣言をしていただきます。よろしくお願いいたします。

1 開会

○市長

それでは改めまして、ただいまから、平成27年度第1回新城市総合教育会議を開催いたします。よろしくお願いいたします。

2 挨拶

○教育部長

それでは、本日の総合教育会議は第1回目でございますので、まことに僭越でございますが、「新城市総合教育会議運営細則（案）」にあります会議の進行役などが承認されるまでのしばらくの間、私が司会進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、穂積市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長

それでは、座って失礼いたします。

皆さん、改めましてこんにちは。大変暑い日になりましたけれども、第1回の総合教育会議に御参集いただきまして誠にありがとうございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして設置をされることとなりました総合教育会議であります。この地教行法の改正につきましては、さまざまな議論を呼ぶ中で改正となったわけでございますけれども、教育行政に関する責任の明確化、あるいは市長、執行機関と教育機関との間のさまざまな問題の共有などを含めまして、より幅広く教育行政に対する対応、また、運営に関する迅速な対応なども目的とされているところでございます。

一方で、戦後長らく続いてきました教育委員会制度のもとの、いわゆる教育の中立性、公平性、安定性、継続性などに関するさまざまな議論を呼んだ今回の法律改正でありましたので、本市におきましては、今日も議題となると思っておりますけれども、教育憲章の制定等を持ちまして基本的な精神を明示しながらこの改正後の体制をとっていくことといたしました。

また一方で、従来から私も申し上げてきましたけれども、総合教育会議の運営の仕方、あるいは教育予算の編成のあり方等々、今後、幅広くこれを機会に協議をしていきたいというように考えているところでございます。

今回は第1回ということでございますので、教育の大綱に関する議論を中心としながら、これからの新城教育全般に対する幅広い、また深い意見交換のできる会議にしたいと考えているところでございます。それぞれ御多忙の中でございますけれども、総合教育会議の趣旨に照らしまして忌憚のない審議ができますようお願いを申し上げて御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○教育部長

ありがとうございました。

続きまして、教育委員会を代表いたしまして、委員長、御挨拶をお願いいたします。

○委員長

では、失礼いたします。私も座ったままで失礼します。

まず、穂積市長におかれましては、日ごろ、新城市の教育につきまして何かと御高配を賜り誠にありがとうございました。とりわけ、作手小学校の新設、あるいは鳳来北西部の4小学校の統合にかかわる鳳来寺小学校の整備等につきまして着々と準備が進んでおりますこと、重ねてお礼申し上げます。

それから傍聴の皆様方、本日はお忙しい中、お暑い中、ありがとうございました。

さて、先ほど市長さんからもお話があったのですがけれども、新教育委員会制度によって、本日、初めて開催される総合教育会議ですがけれども、これによって首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になりました。また、首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になりました。とはいえ、本市では市長の見識により他市にないすばらしい教育行政がなされておりますこと、感謝にたえません。

先週の金曜日に袋井市で開催された三遠南信教育サミットで、教育長が「新城共育12」と題する事例発表を行いました。発表後の懇親会において、新城の三宝、共育12、新城教育憲章等が大いに話題になり、新城はすばらしい教育をされていますね、という感嘆の声が多く聞かれました。市長並びに教育長、教育委員会事務局の皆さんの日ごろの御努力のおかげと改めて感謝申し上げます。

本日の会議では、それらの内容も出てまいりますのでよろしく御協議のほどお願い申し上げます。

簡単ですが、以上で挨拶とさせていただきます。

3 協議

○教育部長

ありがとうございました。

それでは会議に入らせていただきます。なお、会議に入る前に、本日の会議は公開となっております。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の中で、総合教育会議は原則公開となっております。また、お手元の「新城市総合教育会議運営要綱」第9条に会議の公開の規定がございます。御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、協議事項（1）新城市総合教育会議運営要綱及び新城市総合教育会議運営細則（案）についてでございます。

資料でございます会議運営要綱につきましては、さきに皆様方に御確認いただき施行されているものでございますが、こちらをご覧くださいながら次の資料、会議運営細則（案）について、本日、御確認いただき御承認をいただければというふうに思います。事前にご覧いただいておりますが、御意見などがございましたらお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○委員長

この運営細則（案）については、7月の定例教育委員会会議において、内容について事前に協議し、了承されているものとなっております。

○教育部長

市長、何かございますでしょうか。

○市長

結構でございます。

○教育部長

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、御承認いただきました新城市総合教育会議運営細則の第2条第2項に従いまして、教育長職務代理者が司会を行うこととなるわけでございますけれども、現在はまだ新体制に移行していないために、それまでの間は進行役を原田教育委員長様にお願いさせていただきたいと思っております。

委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長

それでは早速、議事の進行に移りたいと思っております。（2）教育の「大綱」についてです。

内容等につきまして、教育長より説明をお願いいたします。

○教育長

教育の大綱の策定につきましては、これまで3回のプレ総合教育会議を通しまして次のように共通認識を得ているものと了解しております。

すなわち、教育の大綱につきましては、本来、市長が教育委員会と協議して策定するものとなっておりますけれども、市長事務を補助執行いたします教育委員会で策定する新城市教育振興基本計画をもって充てる。

また、当該年度の施策につきましては、3月議会におきます教育長の教育方針説明をもって充てる。ただし、それぞれの内容につきましては、大綱の策定者であり総合教育会議の主宰者である市長とともに総合教育会議の場で協議・調整を尽くす。

教育の大綱につきましては、6、7月の総合教育会議で、それから、教育方針説明につきましては、1、2月の総合教育会議での議題とするということでもあります。

このような了解事項というふうに心得ておりますが、よろしく御協議をお願いいたします。

○委員長

今の説明につきまして、皆さんのほうから何か御意見、御質問等はございますか。

特になければ、今、教育長からの提案どおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○委員長

よろしく申し上げます。

それでは、次に進めさせていただきます。

続きまして、協議事項(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う今後の取り組みについてでございますが、内容等につきまして、教育部長より説明をお願いいたします。

○教育部長

それでは、事前にお配りをさせていただいております資料、(3) 地教行法の改正に伴う今後の取り組みについてという資料ですが、それをごらんいただきたいと思います。

順番に御説明をさせていただきます。

まず、1 番目として、新教育委員会体制の移行の時期でございますが、平成28年4月1日をもって新体制へ移行をしたいと考えております。

それから、2 番目でございますが、事務局、担当部局でございますが、これは企画部企画政策課が事務局となっております。しかし、この総合教育会議の取り回しにつきましては、教育委員会が補助執行を受けておまして、教育委員会教育総務課が事務を行うこととなっております。

それから、年間の開催回数でございますが、先ほど教育長からもありましたように、年3回、7月ないしは8月が1回目、11月ないし12月が2回目、1月ないし2月が3回目ということでございます。今年度におきましては、本日、7月27日が1回目、2回目を11月30日、3回目を2月3日に予定をしておるところでございます。

それから4 番目でございます。地教行法の改正に伴いまして市の条例規則等の制定改定が必要になってまいります。既に行われているもの、また、これから行うものがございますが、順次関係する例規につきまして説明をさせていただきます。

まず1 項目といたしまして、教育委員定数条例でございます。これは、さきの3月定例委員会におきまして議決はされておりますが、教育委員の数、6人と今なっておりますところを、教育長及び6人に改めるものでございます。

それから2 項目といたしまして、新教育長の職務専念義務の免除に関する条例を、これもさきの3月議会で議決がされておるものでございます。

それから3 項目といたしまして、新教育長の職務代理者の選定の規定でございます。これは地教行法第13条第2項により、新教育長があらかじめ指名をするという決まりになっておりますので、来年、平成28年4月1日に指名を予定しております。

この指名の方法及び任期につきましては、法の決めるは何もございませんので、今後の教育委員会会議でこの辺を決めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、新教育長の給与条例でございます。これも新城市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例に教育長の追加を既にしております。本年度行われます新城市特別職報酬審議会において、その審議がされるものでございます。

続きまして、教育委員会の権限を教育長に委任する規則でございます。これは3月26日の定例の

教育委員会会議で決定がされているものでございます。法律に定められているもの以外に、新城市のものとして9つほど挙げているものでございます。

それから、最後でございますが、教育長の決裁規定でございます。現在は明確に教育長の決裁規定というものが存在をいたしません、来年4月から新教育長に移行することに先立ちまして、本年度中に新教育長の決裁規定を定めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

今の説明につきまして、御意見、御質問等はございますか。

では、ないようですのでよろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○委員長

それでは、次に進めさせていただきます。

続きまして、協議事項(4)教育予算に関することです。

内容等につきまして、穂積市長より御発言をお願いいたします。

○市長

本件につきましては、事前にこの総合教育会議を開始するに当たりまして、私のほうから1つ議題としてつけ加えさせていただいたものでございます。

今日は結論とかというものではなくて、今後、教育委員会としてお考えいただきたいこととして問題提起をさせていただくことにとどめさせていただきますけれども、御承知おきいただきたいと思えます。

今回の法の改正によりまして、教育大綱について市長が責任を持って確定をすること、教育委員会との協議を通じてすることとなったわけでございますが、この教育大綱を実施するに当たってその裏づけとなるものは、やはり教育関係の予算でございます。地教行法の規定の中に、既に第29条に次のような定めがあります。教育委員会の意見聴取というところでございますけれども、「第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」と、こういう規定がございます。これは、今回の法改正の以前から地教行法の中に規定をされていたものでございますが、これは、古くは教育委員会の予算が、教育委員会が編成権を持っていた時代の名残といえますか、それを踏まえたものだというふうに通説になっているわけがあります。御案内のとおり、戦後の占領軍による改革の中で教育委員会制度が独立した行政機関として地方自治体に設置をされる中で、教育委員の公選制が広く行われていたことも御承知のとおりでございますが、その中では教育委員会の独立した権限の中の重要な柱として教育予算の編成権が教育委員会にあった。

その後、この教育委員会の公選制が改められまして今の制度になったわけでありまして、その中で、

教育予算に関する編成権も市長の側に専権的に移った。しかし、同時に教育委員会制度の理念といえますか趣旨を生かして、今、29条で読み上げたような規定が残ったものと理解をしています。

これは、ほかの行政委員会にはない規定です。選挙管理委員会にしても監査委員にしても公平委員会にしても、そういうものが定められていませんので、これは教育行政の運営に関する非常に特殊な部分であろうと思いますし、教育委員会制度の理念というものを、ある意味では体現をする条項ではないかと思っています。しかし、実際の運営上においては、こうしたやりとりはされていないのが普通であります。もちろん、予算の編成、査定の中では、教育委員会から予算要求を出し、財政当局とのやりとり、査定があり、副市長査定、市長査定と進んで、もちろん教育委員会との協議という形になっているわけでありますけれども、その運営は他の部局とそう大きく変わっているわけではありません。

この法律の条文解釈を見ますと、この「意見をきかなければならない」という規定は、必ずしも予算編成の前に聞かなければならないという趣旨ではないということと、それから「教育委員会の同意を得なければならぬ」という意味ではないと、こういうふうに条文解釈ではされていますので、今の運営でも別に何ら法の違反ではないのですけれども、本来の趣旨から照らすと、ちょっと私自身はもう少しきちんとしたやりとりが必要ではないかというふうに考えております。

そこで今回、地教行法が改正をされ、さらに教育委員会制度が大きく変わっていく中で、教育行政の独立性をきちんと確保していこうという趣旨で教育憲章ができていますので、改めてこの教育予算の編成のあり方について、この教育会議で幅広く検討、議論をするべきはないかと、こんなふうに思っています。

教育委員会での予算編成議論というものをもう少し踏み込んだ形でしていただくなり、ある程度の枠づけをあらかじめ教育予算に関しては市の編成方針の中に組み入れておいて、その枠の中では教育委員会である程度の裁量を発揮していただくとか、いろいろな方法があろうかと思いますが、これについて、今後、検討をぜひしていただきたいと思います。これは、今後の教育委員会会議で検討をまずしていただきたいなと思っています。

それともう1つ、背景として、平成25年度から地域自治区制度を開始いたしまして、地域自治区予算というものが2年間、25、26年度と編成をされてきております。その中に、学校の設備関係に関する予算というものが、幾つかの自治区で計上されています。この設備の予算に関しては非常に多岐にわたっておりまして、いろいろな部活動の設備もありますし、それから校庭等の、設備等もあるわけです。この中で、議会でも議論になり、また地域協議会の中でも議論になっているわけなのですけれども、これは本来、教育予算で組むべきものではないのかと。これを、地域自治区予算を使うということについてのいろいろな疑問、あるいは議論があるように見受けられます。これは、今言いました教育予算のあり方とも関連をしてくまして、今後、学校設備の予算を地域自治区予算でつけていたり、あるいは地域活動、広域の中に、学校活動に関するものが入り込んでいたりする場合がありますかと思いますが、これをどういうふうに整理をしていくべきか、地域自治区の課題でもありますけれども、同時に教育委員会、あるいは我々の教育行政の予算のあり方の課題でもあると思っています。ある程度、基準というものをつくる必要があるのかどうか、こういうことも議論しなければいけない。

それから教育、学校に関してはいろいろな地域で何らかの直接、間接の支援をしていると思います。

当然、地域にとって学校というのは最大の関心事でありますので、これは今までの住民自治の中で幅広く行われてきたところであろうと思いますけれども、これも自治区、あるいは学区ごとで運用が違っていたりいろいろであります。もちろん歴史的な背景もありますので、一概に白黒、線を決めるのは難しいと思うのですけれども、いろいろそういう問題が出てくる。今後、地域自治区活動の中では、学校関係の予算をどう見ていくかというのは大きな議論になってくるかと思っていますので、これらもあわせ持って、この際、教育予算の編成のあり方について、この総合教育会議の中で議論の対象にしていきたいと、こういう趣旨であります。

今後、ちょっといろいろ御検討いただきたいということでもあります。

もし、今日、この場で何か御指摘があれば伺いたいとも思いますが。

○委員長

ありがとうございました。

では、ただいまの件につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

○委員

例えば、地域自治区の交付金で先生を雇うというような事案が出てきたときはどう考えますか。

○市長

先生を雇う。ということは、例えば補助スタッフのような形ですか。

○委員

そうです、はい。学校に対して。

○市長

学校に対してね。

○委員

補助スタッフを何人か、その自治区交付金で賄うというような考え方はどうですか。

○市長

どうですか。

○教育長

現在の、要するに予算編成の手続の中では、教育委員会事務局としてはどうしても全市的に見て公平性、均一性という予算の取り方しかできないわけなのです。

それで、教育憲章、あるいは共育等につきましても、まさにそれぞれの学区、地域に密着した形の教育活動、特色ある教育活動を進めていくというようなことで、その先進的な地域では地域がそういうことで盛り上がっているということであるわけなのですが、そうしたときの活動というのは、地

域によって千差万別で、予算額もやはり全然違うということになると、教育委員会事務局で、今の体制で、「じゃあ、A地区には100万円、B地区はその活動をしていないから10万円だ」というような配置はできないということになると、A地区の活動がなかなかやりにくい、支障を来すということになると、やはり共育という概念から言うと、地域活動であるということであるならば、その辺の柔軟性というものがあるといいと思いますし、そのことにより地域の方々がより一層、子供も含めて、学校も含めて盛り上がってくる、活性化が促されるのではないかなと思います。

○市長

今の委員さんの言うような、例えば、今ですとハートフルスタッフなんかの充実なり、常に学校関係から予算要望として出てきますよね。そのハートフルスタッフは一定の考えの中でしているわけですから、あれは、人事はどこに属するのですか。

○教育長

あれは教育委員会。

○市長

教育委員会ですね。

○教育長

はい。

○市長

今の委員さんのですと、そういうものとは違うのですよね。

○委員

そうですね。もし出てくるとしたら教育委員会ではないので、地域が学校を支えるとか下支えするためにプラスアルファを用意しますというような提案が出てきたらどうなのかなと思っています。

○市長

それは誰が管理するのですか。

○委員

それはわかりません。例えばそういう話があったらどうかなと。

設備というものは、結局、誰の持ち物だったとかよくわからなくなってしまうことと一緒に、それが人だったらどうなのかなという話なので。

○教育長

耳に入ってくる情報としては、やはり地域の子は地域で育てるということを考えると、放課後子ども

も教室なんかで教科の教育やスポーツの指導をしたいというようなことであると、教育委員会での予算取りはA地区だけということではできないわけですので、そういった場合だと、どうしても地域でどうするかという課題が生まれてくるのではないかと思います。

○市長

今度の鳳来寺小学校の放課後の共育施設、これの運営に地域の方々に関わるということで運営をかなり主体的に入ってこようとされていると思います。

それから、作手の山村交流施設なんかも共育として位置づけていく。そういうことが今後、興ってくると思うのです。それは、かなり地域特性のある課題であって、いろいろ人事管理上、安全管理上の問題、ちょっと脇に置いておいたとしても、そういうふうなものが出てきたらどうするかね。

○委員

僕が出したのはそういう話ではないですよ。もし、そういうものが出たらどうなるのかなと。

○教育部長

先ほど、委員さんが言われたのは、いわゆる学校教育、教育関係そのものの中にそういった人材が入ってってしまうのか、あるいは、今議題になっていた、放課後児童対策ということになると、学校教育本体からは離れた領域での人材活用というような形になるのですが、これは相当違うと思われるのです。ですので、生涯学習、放課後児童対策の部分で地域が独自に嚙むということは、これは十分可能な話だと思いますけれども、学校教育、教育課程そのものの中に新たな地域独自の人材が入っていくということがどうなのかというのは、これは、今まで余り議論はなされてきておりませんので、しっかりその辺、制度的なものも踏まえてしていかないと、すぐに「よろしいです」というような回答がなかなか出てこないのかなという気がいたします。

○委員

今言われた、私も後者のほう、学校の本体の事業の中に地域の人が入っていくかということなのですが、地域の人を募集するというのは今までもありますよね。ハートフルスタッフでも実際にはそうだったりすると思うのですが、地域でお金を用意するので、このお金でどうか1人増やしてくださいということが出来るかどうかと、そういうことですよ。それは全く無理なのか。人事の管理であったりとかは今までの制度の中でしていただいて、お金は地域から投入してもらおうとかというのはできるのでしょうか。それは無理ですか。

○市長

それは、今の法体系の中では相当難しいのではないですか。つまり、それは実情教員が足りないから1人増やしてくれというものにつながっていきますよね。そういう意味ですか。

○委員

それに近いですよ。言ってみれば。

○市長

あるいは、例えばいじめ事件なんかを見ている、先生が忙し過ぎるのではないかということは必ず出ると思うのです、事務的なことにおいて。では、その先生の日常的な業務の負担を減らしましょうという理由で付けたとしても、実質的には教育課程とは関係ないといっても教育課程にはね返ってくるものになる場合もあるかも知れませんよね。

それはどうなのですかね。

○委員長

どうですか。

○委員

まず、鳳来寺小のケースですけれど、共育の観点からいうと、放課後子ども教室のモデルケースになると期待しています。作手小学校の場合も施設が今後でき上がっていくとそういうふうになると思うのです。そうなったときに、モデルケースとして補助金をつけるというように、先進的なところから指定していくという考え方もあると思います。不公平感からいうと、そこだけつけていいのかということになるものですから。しかし、共育コーディネーターというのは、今、全校に配置を呼びかけているところですよ。共育を推進していくコーディネーターも全部ボランティアでやってくれというのは、虫のいい話ではないかなと思うものですから、全市的な共通ベースとなるものは予算措置をする必要があるのではないかなと思います。

何にしても放課後子ども教室は、ぜひ育てていきたい今後の新城の共育を背負っていく柱になる事業ではないかなと思っています。

それと、もう1点の地域自治体の予算関係ですけれども、学校予算はなかなかつけてもらえないので、手っ取り早い地域自治体予算を使えばいいのではないかと、今、そういうふうに各学校、団体が動いています。だから学校で楽器なんか欲しいというと、「地域自治体の予算で買ってもらいましょう」というような動きが結構出ていますが、地域も教育的予算については、あまり反対する人はいないのです。子供のためになることならというように考えますので。結果として、要望しなければ損だということになり、要望するところとしないところで、また格差が出てくるわけなのですけど。そういうところで共通になる部分でいうと、先ほど市長さんが、教育委員会会議で教育予算の編成にかかわって、というふうにおっしゃったので、全校に共通する部分というのは、こういう場で検討させていただいたりということは、ぜひ必要なことかなと思います。

○市長

そうすると、地域自治体予算で上がってきたものが、基本的に市長部局のほうで市長の最終予算査定の中に入っていくのですけれども、今は基本的に、地域自治体で上がってきた予算を認めないということは基本的にないのです。今までの状況では。これからはしばらくはないと思う。よほど特殊なものが出てこない限り。

その段階で、例えば地域自治体予算で出てきた案件として、教育委員会にその情報を提供して教育

委員会で議論をしてもらおうということは、これはできると思うのです、あらかじめ、事前に。これについて背景ですとか、地域の事情ですとかもあると思うのですけれども、それはできると思うのです。

それと、さっきの今後の運営の中に、教育長決裁の規定というものが出てきていると思うのですけれども、教育長の決裁規定というものは、実は余りないのです。ですから、教育予算の執行の場面で教育長の権限をどうしていくか、これが裏腹に関係をしていくことなので、これをいろいろ議論していただかなければいけないなと思います。

決裁規定と、それから予算の編成並びに執行管理、それから、委員さんが言われたような地域から上がってくる新たな課題、特に人的な要望ですとか、そういう地域の関わり方の関連をどう整理してさばっていくのか。ある程度お互いに問題意識を共有していかないと、どこかで道が分かれて遠くなってしまいうような気もするのです。地域自治区予算は、どうしてもこちらに無条件に入ってきますから。そうすると、これは教育的にどうなのだという議論はほとんどされないのです。「地域から出てきた要望で、地域自治区でつけたことだから」というので、こちらは住民自治の観点からそれをよしとし、議会に予算を提案するわけです。

一方、それでは教育的見地から見てどうなのだという議論は、今までのところはほとんどしていない。それをしていけないといけないなと思うのですが。

○委員

実は今、私、地域自治区にお願いをしていることがあるのですけれども、やはりすんなりと受け入れていただけるかなと思ったのですけれども、なぜ、さっき市長さんがおっしゃったように「市がやらない」「市の独自の予算でやらない」というお考えの方もやはりいらっしゃる。ですから、何でその部分でやるのか、それは本来、地域自治区でやることではないでしょうかというお考えも結構あります。活動自体が自治区予算にお願いをするということになると自主的な活動とまた違ってきちゃう面もありますので、やはりお願いをして、していただくということと、自分たちで自主的にやるとの違いというのでしょうか、やはりその辺の区別が、必要なのではないかなと思っております。

○委員

学校というのは予備費がないので、予算計上したものがイエスかノーかで全部通るといような状態なので、どうしてもちょっと何か使いたいというお金が1つもないのです。それは、例えば学校単位で運営交付金ではないけれども、数万円とかというものを例えば一律に渡していくと。それが、例えば年度を越したとしても、これはむちゃな話だと思って聞いてください。年度を越したとしても、それが例えば6年たまったらば30万円になりますよと。それで、例えばプラスバンドの楽器が買えますとかというように、ある意味、学校運営サイドに任せたような予備費を多少分配してもいいのではないかな。それでもできなければ地域自治区か教育委員会予算で上げてきたものを議会にかけるといような形になると思うので。現場の校長先生が、何かちょっと出したいというお金が多分ないような気がするのです、そういうものが最初からついていて、そのかわり決算報告も何に使ったかという用途は必ず報告するというので、そういうお金が少しくと学校運営側は結構賄えるような感じになってくるような気もするなというふうに、これもまたむちゃな話なのですから。

○教育長

現実、学校教育現場では、急にこういうことをしたいとか、必要な予算等多々あるわけなのですが、特にそれが教育内容的なものであると、予算的な裏づけがないということで非常に困るといった事態が多々あります。

行政においては、そういった校長裁量予算というものをつけている市町も幾つかあります。

○教育部長

予算制度のちょっと根幹にかかわることを発言させていただきます。

学校側に予備費をそれなりに配分するという事は、予算制度上可能であります。ある年度に配分された予算をストックしておいて何年かためるということは、これは予算制度、会計年度独立の原則という大きな原則がありますので、今の予算制度上、繰り越してため込んでおくということは、基金をつくらない限りは無理でございます。

○委員

基金ならよいのですか。

○委員

でも、残ったお金を基金にしますみたいなものはありなのですか。

○教育部長

制度上は可能ですが、基金条例が果たしてできるかどうか。基金をつくる場合は条例設置が必要ですので、今までのケースだと相当難しいかなという気がいたします。

○市長

それは、地域自治体の予算づけの時も議論になったことなのですね。私自身の考え方としては、例えば、地域自治体の5年、10年の地域計画を策定すると。その地域計画に登載された案件でかなり多額のお金が要ると、それを何年か積み立てたいというようなことになったときには、今、教育部長が言ったように、議会でこの案件について基金条例を認めてもらえれば、それはそれでできるのではないかというふうな考え方をしているのです。まだそういう案件になっていない、出てきていないけれども。

今の委員さんの言われた、要するに学校長のある程度の裁量の中で泳げるものは、年度ごとにつくっておこうというのは、これはできると思うのです。また、ぜひ積極的に検討してほしいなと思う。

その中で、では学校側がこれを使って年間でやりましょうという場合には、例えば教育大綱方針に沿った学校運営計画みたいなものがきちんとあって、それでやられるのであればある程度何か次の手段が見えてくるかもしれない。

○教育長

先ほど来、吹奏楽やマーチングの楽器の話が出ていますのですけれども、それぞれの学校でそれが発

足したときは予算づけされているのですけれども、それ以降、何十年と予算づけされたことはありません。ということは、楽器が傷んでくるとどうなるかという、他校から融通してもらったり、高校のお下がりしてもらったりといったような状況で、本当にぎりぎりの状況の中でそれぞれの演奏活動をしているというのが実態であります。

そうかと言って、では教育予算でつけるとなると、サキソホーン1つ買うにしても10万円単位のお金になってくるということで、諸事業の優先順位を考えると、なかなか予算化できなかったというのが過去の実態であります。

○委員長

120周年のときに皆さんが集めていただいたお金で幾らかは楽器に回しました。だから、地域の人のお金をそちらに投入していたということです。

○委員

地域自治体の関係の予算と教育費の予算というのは、やはりすり合わせが絶対に必要ではないかなと思うのです。今、こういう状況になっていくと、楽器の話もありましたし、ある学校はエアコンがどうしても子供に必要なからエアコンをつけましょうと、いや、作手は要らないよとか、やはり地域によってそのニーズが違います。ある学校はどうしてもバスを一本出したいという、その予算を地域自治体を使えばいいのかということにもなりかねません。教育の関係と絡むところがすごくありますので、ここらを調整する、協議する場というのは、必ず必要ではないかなと思います。

○市長

さっき教育長から実態の話をしていただいたのですけれども、私、教育予算のことを問題にしたのは、背景にやはり学校運営に当たる資源が非常に限られて、国として、あり方としてどうなのかなという気持ちもしないでもない。そういう中で、ある程度学校現場の裁量でできるような予算づけができたという思いもありますし、それから、教育予算も全体の中で一定割合は必ず確保していくというような考え方に立たないといけないのではないかなという、そういう考えもあって、積極的な意味で教育長の決裁規定と合わせて来年度正式に発足するに当たり、教育予算のあり方を新城市ではこういうふうな編成方針を持っていくと。あるいは、当面はこうだけれども長期的にはこうだというようなことをちょっと整理していただければありがたいと思う。

これは、また教育委員会で議論していただきたいと思います。

○委員長

ありがとうございます。

では、今の件について、そういうことでよろしくお願いします。

それ以外にありましたらお願いします。

よろしいですか。

では、ありがとうございました。

4 意見交換

○委員長

それでは、4の意見交換に進めさせていただきます。

(1)「新城教育憲章」の制定について、教育長、説明をお願いします。

○教育長

新城教育憲章が先の6月市議会で議決案件となりまして、6月29日に議決、承認されました。これを受けまして7月17日の定例教育委員会会議で、これまで議決後できるだけ早い時期に、ということにしていた発布の日、それを9月1日とすることにいたしました。

これで教育委員会は無論のこと、市長と市議会の理解と支持を得ての新城教育憲章でありますので、今後、市長や教育長がかわっても教育の政治的中立性を守る防波堤としての役割を果たしていくものと考えます。

教育憲章の内容につきましては、教育委員会会議での何十時間もの協議、あるいは市長との3回のプレ総合教育会議での協議、また、市民からの250件余のパブリックコメントを経ての文言であります。お題目に終わらせるのではなく、書かれていることの実現を目指して、市長、市議会、市民の協力を得ながら学校教育、生涯学習の充実を図り、学校、地域の活性化に努めてまいりたいと思っております。

御案内のように、教育憲章は3部構成になっております。前文で新城教育の教育理念を3つの文で述べ、本文で新城教育の行動目標を6点挙げ、新城共育12で実践項目を12挙げております。キーワードは、「共育」「新城の三宝」「感動・創造・貢献」です。既に各小中学校では教育課程の柱として、ふるさとに根差した共育を推進しております。PTAや子供会でも実践化を図っています。

先の6月13日の市内一斉共育の日には、市民の2割に当たります1万人弱の方々が学校を拠点に共育活動を展開いたしました。各行政区や地域自治区でもさまざまな共育活動を展開しようとしています。

今後、この新城教育憲章であらわしました内容が市内各所に行き渡ることにより、学校の特色ある教育活動は一層輝きをまし、共育活動により地域は元気になり、その魅力も一段と増すことと思っております。

そのためにも9月1日を発布の日として、それを契機に総合教育会議等を通しまして市長と教育委員会の連携を密にして、新城教育憲章の具現を図っていきたいと考えております。

○委員長

では、まず9月1日発布ということについては、皆さんに一応意見をいただいて市長さんに御確認いただければ。

そういうことですね。どうでしょう、9月1日発布ということについて。

よろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

では、委員のほうはそれでいいということで。

○市長

はい、結構です。

○教育長

では、ちょうど2学期の始めという切りのいいところで、それぞれの学校でもお話をいただくというような形で発布の日という形にしたいと思います。

○委員長

それ以外のことで何か、もしありましたら。

○委員

教育憲章発布につきまして、市民の皆様方にはどのように広報をするのかということでございますが、何かお考えはありますでしょうか。

○教育長

広報ほのか9月号に今回、教育憲章制定ということで掲載いたします。

○委員長

広報ほのかに掲載すると。それでよろしいですか。

○委員

もっとほかに何か皆さんで考えることが。時間がないですかね。

○教育長

あと無線等での、3日ぐらい前からの広報もあります。それ以外、各学校を通して、もし近々の活動がありましたら、そういった広報を学区ごとにしていただくというような形になるのではないかなと思っています。とりあえずは8月の校長会議でそのことを伝えていきたいと考えております。

○委員

教育憲章なのですけれども、私は、これは次世代を育てる大人の義務というか、大人がその責任をとっていくことというふうに思っています。広報で出していかれるということで全市民に知っていただく、すごく大事なことだと思うのですが、せっかくさっきから話が出ています自治区ですとか、そういう制度がありますので、そういうときに出かけていってこういう憲章ができましたと、一体どういう経緯でできたのかというようなことと、これで共育という形の地域福利と次世代育成というよう

なことを進めていきたいのだということで、ぜひ地域を引っ張っていかれる方たちにアピールできるよう、自治区のほうにも御協力いただければありがたいなと思います。

先ほど言われたその線引きということもあるのですが、同時に手を結ぶというところが非常に重要になってきた上での役割分担になってくると思うので、そういうときに、折を見つけて地域の声もまた聞ければと思いますし、こちらの声も伝えられたらなというふうに思います。お願いします。

○委員

それに対しましては、例えば公民館の生涯学習推進委員の方とか区長さんとか、そういうことになりますでしょうか。

○委員

とりあえず、私が今、思っていたことは、自治区というのがちょうど校区の単位をイメージして地域の人たちが集まっているものですから、その中身がどういう方なのかということは地域地域によって違うので、ちょっとこういう方をイメージしていますというふうに具体的にはちょっと申し上げられません。

実際には、今言われたような方が参画していらっしゃる場合は多々あるのではないかというふうに想像します。

○委員長

そうすると、具体的に、これ、9月1日なのものですから、8月中ぐらいまでにと、事前にとということですか。それより後になってもいいと、そういうことですか。

○委員

後でもいいのではないかなと思います。

それと、もう1つよろしいでしょうか。

シンポジウムの開催を検討できないかなと思っております。戦後70年ということで非常にポイントになるころと思います。教育ということをごここでまた一つ見直すということもありますし、先ほど申し上げたものと同じように、どうしてというようなことですか、こういうところはどうかと思うというようなこともパブリックコメントでたくさんの御意見、254件いただいたと。それに関して、もちろんネット等でお答えはしてきているわけなのですが、機会を設けて、それに対して生の声で回答ができるような形がとれたらいいのではないかなというように私は考えております。

○委員長

御意見ということでよろしいですか。

○委員

はい。この前にとかということではなくて、後でも、タイミングがもう少し後でももちろんいいかと思うのですが、御理解をいただける機会というものが設けられるといいかなと思います。

○委員長

タイミングを捉えてシンポジウムのようなことをして、皆さんに理解を深めていくということですね。

○委員

そうですね。今年度に限らないですし、何かの機会にというふうに。機会をつくってというか。

○教育長

学校行事の中で考えると、各中学校区の健全育成の会とか、あるいは文化祭とか、そういったことがイメージされるのだけれども、市の行事として考えると、また総合教育会議を、これをベースとしてということでありまして、また市長さんとも調整をしながら考えていくということになるのではないかなと思います。

○市長

今、教育長が言われたとおりですけれども、もし全市的な教育委員会単独ではない形でやるとすると、それこそ予算とか、そういう事業化をしないといけないと思いますので、ちょっとまた早急に検討していただかなければいけないなと思います。

○委員長

よろしいですか。

○市長

あと、教育憲章なのですけれども、今、学校は生徒手帳とかあるのですか。

○教育長

あります。中学校は。

○市長

ありますよね。

○教育長

はい。

○市長

今後、つくるときに例えば教育憲章というのは刷り込むとか。

○教育長

可能です。

○市長

それはできますよね。

○教育長

はい。

○市長

それから学校に掲示するとか、一斉に。公民館に市民憲章が掲示してあるように、常に教員並びに子供、親が目に触れるところに教育憲章というものがあるということ、ちょっとそれを検討していただきたいなと思います。

○教育長

現在、共育12は全てに掲示してありますけれども、教育憲章という形での検討をまた考えていきたいと思っています。

○委員長

では、教育憲章につきましてはよろしいですか。

では、情報共有といたしまして、各教育委員さんから御発言をお願いいたしたいと思います。

初めに、レジュメにありますように、①共育の実情ということで、委員さん、よろしくお願ひします。

○委員

先ほど市長さんのお話にも出ました、予算に関することも後ほど話させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

私は、共育のさらなる浸透に向けてと題して述べさせていただきます。

先日、教育憲章発布に先立ち、パブリックコメントが行われました。その中で、今や地域の協力なくして学校は成り立たなくなっているとの御意見が強く心に残っております。また、共育をもっと浸透させてほしいといった御意見も多数ありました。押しつけではなく望んでおられるということがよくわかりました。

浸透につきましては、既にポスター、リーフレット、文具、無線放送等で広報され、今もさまざまな手段が講じられておりますが、まだまだ未開拓の分野も残っております。行政でできない分野をそれぞれの学校と地域で手を携え、共育活動に取り組んでいけたらと思っております。

今、私が取り組んでおりますのは、ある小中学校で来年度の共育の日に、共育来校をされた方に「共育せんべい」をお配りすることを考えており、交付金の申請をいたしております。ささやかなことですが、さまざまな御意見があつて、今、まないたの上のコイの状態の結果待ちでございます。

その場で話題になりましたのが、なぜ交付金なのか、市がすべきことではないか、なぜ煎餅なのかということ、御意見も出ました。例えば食について、煎餅でございますが、食という人の根本の分野で私は何かできないかと考えまして、以前、研修会でも話題になったことがあり、また、まんじゅう発祥の地と言われる塩瀬、鳳来西小での取り組みもあり、まんじゅうや煎餅を共育と関連して使用できたらと思っておりましたところ、鳳来中学校の校長先生の御努力のもと地域の同窓会の御理解をいただき、中学校で実施され好評をいただいております。

私どももそれに続きたいと思い、今、活動交付金を申請いたしておりますが、さまざまなことがわかってまいりました。

地域活動交付金は行政にさせていただく形であり、共育活動とは少し距離があることがわかりました。

地域活動交付金は実際に採用されるか、地域活動交付金は決定が6、7月で、それ以前の4月から6月に活動するものに対してはみなしとなり、実際に採用されるか否かがわからない状態で活動する怖さがあることもわかりました。

また、「めざせ明日のまちづくり交付金」は、全額出資していただけないなどのリスクがあることもわかりました。

また、共通することは、毎年採用されるとは限らず、途中で途切れてしまうおそれもあります。

そこで、今、思っておりますのは、各学校と地域に共育活動のために自由に使える予算をつけていただければ、新設される共育コーディネーターのもと、地域の実情に合わせた共育活動や、さらなる浸透に向けての活動の幅が広がり、さらに活発化するのではないかと期待しているところでございます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

先にもうお一方、同じく共育の実情について御意見をお願いしたいと思っております。

○委員

共育の実践と啓発に携わったという立場からちょっと話をさせていただきます。

共育を本格的に提唱して活動を開始したのは平成23年度からですので、本年度で5年目ということになります。着実に浸透してきているということは、もう目に見えております。

各学校の様子をしてみましても、地域の支援をされている方が徐々に増えておりまして、指導で入られる、参加される、あるいは環境整備で支援してくださる方、それから地域活動、地域自治区と絡めて活動されている方とか、いろいろ幅広くなってきております。

最近の八名小の事例ですが、地域の70代のおじいさんが、放課後、子供が下校時間まで、結構八名小は時間がありますので、低学年の子の面倒を見ましょうということで、スライドを映写してくれる、そういうおじいさんが見えるようになりました。

学校が今まで敷居が高いというイメージがあったと思うのですけれど、ちょっと低くなりつつあるかなと感じます。そういう方がお1人でもいるということは、「それなら私も」というように広がっていくのではないかなと思いますので、これも共育の啓発と推進のために学校が本当に努力されてきて

いる結果ではないかなと思います。各小中学校のご努力、それから教育委員会の努力があって共育が徐々に浸透してきているという、そういう実態がうかがえて私はうれしく思っています。

一つの指標として「共育の日」があるのですが、先ほど、教育長からの話でありましたけれど、24年と比較すると、合計では9,509人で30%増ぐらいです。一般の保護者以外の方では2,109人という数字があります。24年に比べると3.5倍になっています。大変な増加ですので、そのための学校の努力が大きいなと感じます。

ただ、学校の格差が非常に大きいので、広報の仕方とかいろいろ改善の余地はあるだろうなと思います。

一方で、多い少ないという数字で見るとというのは目安としてはいいのですが、学校には事情がありますので、一概に人数が多いからいいということでもないと思います。その学校の事情だとか、開催時期だとか、小中学校が同時開催でいいのか、といった開催についての見直しというのは常に必要ではないかなとみています。

それから課題ですが、3点ほど今、思いつくことがあるのですが、1点目は、共育の実践がよく見えるようになってきているかどうかという視点です。小中学校で共育の実践を盛んに行われているのですが、それが外から見えるようになってきているかどうかということで、今後改善の必要があるのではないかなと思います。市のホームページでは、理念だとか実践項目とか、非常にわかりやすく見られるようになってきておりますので、その努力に感謝したいと思います。

それから2点目ですが、新城市の総合計画との関わりです。教育憲章がこれで制定されます。それから大綱に共育が、当然これは柱として加わってくるわけです。新城市の総合計画は、この3月に新しくされていますよね、最後の4年間に向けてという平成27年度から30年度の総合計画ですが、そこで共育を探してみますと、基本戦略の4のところに「青少年健全育成と共育推進」という文言が入っていました。初めて入ったのではないかなと思うのですが、ただ、その内容については全く書かれておりません。恐らく、どういった事業を具体的に挙げていったらいいのか、まだ方向性が見えない段階なのかなと思います。今後、共育の推進と子育て支援という事業で、子育て支援の充実というのは非常に重要なプロジェクトになると思いますので、市長部局でも共育の実態をよくつかんでいただくことが必要ではないかなと思います。

それから3点目は、予算措置の件です。先ほど話題になったのが鳳来寺小と作手小学校をモデル地区にということがありますが、そういったところへの予算、人件費も含めて共育予算が必要かなと思います。これは子育てに優しい新城市の実現という意味で非常に大きなことではないかなと思っています。

もう1点、予算措置でいうと、教育委員会に共育推進予算というものが必要だと思います。予算がない中でどうやって啓発を進めていこうかということで教育委員会は腐心しております。何か具体的に毎年手を打っていかないと、こういった啓発活動というのは徐々に形骸化していきますので、ある程度の予算が必要だと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

では、今のお二方からの御発言、御意見について、皆さんから何か御質問や御意見があったらお願いいたします。

○市長

では、ちょっと1つだけ確認です。

今、委員さん両方とも共育予算ということと言及されたのですが、それは先ほど来言っている、学校に割り当てるものなのか、教育委員会として持つておくという、どちらの意味ですか。

○委員

私が今、思っているのは、学校と地域、合わせてです。共育コーディネーターがこれでできてまいりますと、その方がイニシアチブをとって予算の管理をするというふうなことを考えております。学校がさらに忙しくならないようにという考えのもとです。

○委員

私は、教育委員会にまず予算が必要だということ。それから、やはり地域、あるいは学校に予算があれば共育の推進活動に活用できるので、共育コーディネーターについても活動ができるように予算配分していく必要があると思います。

○委員長

いいですか。

では、教育長さん。

○教育長

これまでの共育活動というのは、どちらかというと学校から地域へ発信するという要素が多かったわけなのですが、共育の理想の実現ということを考えると、やはり地域が学校へと、地域がイニシアチブをとって学校とともに活動を進めていくというのが1つの理想形でありますので、そういう面では地域に予算があって、地域が、地域の共育コーディネーターと学校の共育コーディネーターが協議をして活動をつくり出していくという方向がいいのではないかなと思います。

○委員長

そうすると、それは地域自治区予算ということですか。

○教育長

そうですね。

○委員

地域自治区予算、私も委員をしていますけれども、その金額が限られていて、その中でこれは毎年出ていってしまうよというふうにすることを地域は非常に怖がると思うのです。

うちの地域は750万円ぐらい、たしかあったような気がするのですが、その中から今の私たちの物の決め方がよろしくないというふうなこともあるのですが、その辺がどれぐらいかかるのかというところがわからない中でそういうふうにお金をこれだけ用意する、自分たちで自発的にプランを立てるということが1つはまず非常に難しい。

どんなときにどんなものが出てくるのかということ、まだまだ運用が進んでいない中で、毎年100万円だったりとか200万円だったりとか、特に人件費をそこから捻出しなければいけないというような場合になったときに、さっきの言った話からすると、エクステンションなので簡単ですよ、その人件費を出すのは。それが非常に怖い、どれぐらいかかるのかわからない。

実は、もう作手とか鳳来寺では計画が進んでいるので、それがどんなものになるか私は非常に楽しみにしているのですが、なかなかその部分だけでは回っていかないよね、ベーシックな部分がどれぐらいかかる、そこにプラスアルファ、ステップアップするためにはどれぐらいかかるというところがなかなか地域の企画力ではつくっていきけるかどうか、私は非常に心配だなということを思います。そこでつまづいてしまったがゆえにせっかくのいい発案が進んでいかないことを心配するという、そういう意味なのですけれども。そのときに今の枠組みの中で放課後子ども教室にぼんとお金を持っていくというようなことをずっと続けていきけるかどうかということは、ちょっとそこを見直せるというかなという感じがします。例えば2分の1だったりとか3分の1だったりとか、それに対して自分たちがこうやって努力しますので市のお金が何か出てきませんかとか、国や県の制度が使えるかというような、そういうコーディネートも含めてしていけるとコミュニティビジネス、これがビジネスと言っていいかわからないのですが、そういうところを進めていく、本当にその共育の制度ができていくということでは重要なポイントになるのではないかとこのように思っています。

○委員長

よろしいですか。

○市長

考えましょう。

○委員長

また、もし御意見があったらまた振り返るということで。

②こども園のあり方と小学校との接続について、委員、お願いします。

○委員

先日、こども園へちょっと幾つか行かせてもらったので、個人的なレポートがあります。いいですか、出しても。

仰々しく接続の仕方とか余り考えていないのですが、4つ回ったので感想みたいなものを書いてあります。

それと提案事項は、私の個人的な意見なので、またそれは追って説明させていただきます。

まず、新城こども園のほうへ行かせていただきまして、うちの子供たちも新城こども園なのですが、今、もう13人とか14人とかそれぐらいしかなくて、専業主婦がいなくなったこともあるのですが、昔は他地区から大体3分の1、千郷とか東郷から来ていたお母さん方、お子さん方がいらっしやったのですが、今はもう全然そこはなくて、区域外の子はほとんどなしというような状況。

それから、中部地区で子供がいなくて、中部地区から通うという人も少なかったのかもしれませんが、それは、実は逆に功を奏して13人、14人ぐらいですと、いわゆる遊びの中から学びの保育というか、そういったことが非常にやりやすい環境にあることは事実だというように思いました。

ただ、今後はその人がいなくなっていってしまうので、ある程度の集団形成ができなくなるということになると、その未満児をどうするかということと、それからこども園の適正規模みたいなことを少し考えなければいけないのかなというふうに、こども園に行ったときに思いました。

次のページは、校長先生がたくさん用意していただいた資料がありましたので、それをちょっとつけておきました。

写真のページまでいきますと、リトミックか何かを新城こども園がやっています、いわゆる基礎体力とか体の成長にも非常に役立つようなリトミック、運動をしておりました。中には雑巾がけみたいなものもしたりとか、そういうこともありました。

あとは、写真のほうは夏遊びとか、子供が夜店ごっこをして遊びの中から学ぶということをしている実情がありました。これが、新城こども園です。

次が千郷東こども園に行きまして、率直な感想として、ここは子供の人数に対して本当に保育者が圧倒的に少ないなというのを非常に感じました。あと、プールで4歳児27人が一気に入ろうとしていたので、みんな丸裸の状態なので写真は撮っていません。それは27人入れるだけでもすごく大変な作業でして、例えば先生が何か教育的なとか遊びの中から学びをというようなことをアプローチするにしても、なかなかやり切れない実情というのがあるなというように思いました。保育者が思っている、なかなか現実にはできないような、自由保育にしなければならないようなところはたくさんあるような気がしました。

ここもやはり、こども園とのバランスをちょっと考慮して分散化するとか、そういったことがあります。特にゼロ歳児というのは、実はお母さんといつも1対1でいるので、1人に対して1人いるというのが、普通のいわゆるお子さんを持ったお母さんとの関係ですので、預け入れしたとしてもゼロ歳児には1人ずつ誰かがいるというような形が、本来の保育というように思いました。

それから次が東郷西こども園です。ここもやはり大所帯なので、2歳児が抽選であつたりとかしています。やはり子供の数は多いなという感覚があつて、やはり保育者が少ないなというように感じました。どの園もそうなのですが、年長さんが一番我慢をされていて、44人もいるのですが、一番狭い部屋にいるという状態です。先生からも、近年は集団行動がうまくできない子供たちが目立ってきているよという話もお伺いしました。

これは一貫して、皆さん遊びの中から学びのできる環境づくりをという指導をしているということです。ここでは保育者同士というか先生方でグループディスカッションを毎週1回されていて、問題や悩みを共有し解決しているというようなこともお聞きしました。学校ごっこもしていて、椅子に座るとするのは非常に大事なことだというふうにお聞きしまして、いただきますからごちそうさままでちゃんと座ってられるかというのが1つの指導の目安にしているという話をしておら

れました。

次のページの写真は、こういう何か、絵で自分が何を用意しなければならないのかというような、いわゆる看板とかサイン、これが非常に東郷西こども園は、非常にきれいにしていच्छゃったと思います。

それから最後は城北なのですが、ここもやはりスペースの割には子供がいっぱいますし、プールに入っている場所なんて非常に狭いところでやっています。その中で主体的に遊びをするような子供の育成に力を入れますと園長がおっしゃっていました。保護者にもわかりやすいように入り口の看板のところに保育内容とか教育、保育理念とか、そういうものが全部張ってありました。新城こども園と一緒にリトミックを実践したり、保護者に向けた絵本の貸し出しコーナーというものもやられていました。

次のページからは、その城北こども園の保育と教育の重点目標とか、それからリトミックをここもしていますので、そのリトミックでいろいろなことを通して学んでもらうというような資料を載せてあります。

写真は入り口の保育目標とか理念とか、それからリトミックの、親御さんたちにこういうことをしましたというような表現方法です。最後はその貸し出しの絵本コーナー。園長が言っていたのが、いわゆる文科省だと絵本のお金、予算がつくのですが、なかなか保育所にはつかないということで、そういったお金もついたらありがたいねという話もしていました。

最後ですが、やはり大所帯と、いわゆる減っていくところとか、これから統廃合とか統合していくと思うのですが、僕は個人的な意見としまして、やはりこども園の無償化をもう一回考えるべきだなというように思います。その理由は、やはり適正規模にしていくのと、どの園も公の役割として最低限同じ土俵を子供たちと親御さんたちに与えられるというところを考えると、新城こども園みたいにどんどん少なくなっていってしまって運営危機になると、抽選で落ちてしまうところもあると、やはりちょっとひずみがあるなどというのがあるので、まず、なべてならして無償化することで、どこでもいいですという話を1つつくってしまうのがいいのかなというように思いました。もちろん適正規模ですので、統廃合はもちろんあると思いますが、保育者も子供のほうも一番いい環境で保育、学びの場を与えられるような状況をつくるというのが、この無償化によってできるのではないかというように思います。一度、この提案書が出ていると思いますが、また改めて、僕はもう一度検討したらどうかなと思います。

もう1つは、日ごろ、教育委員会の研修会なんかでも少し話をさせていただいているのですが、やはりいろいろなことがあるかもしれませんが、このゼロ歳児から15歳まで、もしくは二十歳というかどうかわかりませんが、最低でもその義務教育まではどこかが基軸の担当部局として子供のいわゆる育ちを見つめていくと、担うというようなところを一括して設けたほうがいいのかと。それは教育委員会なのかこども未来課なのかわかりませんが、そういったところが一括化したほうがいいのかというように思いました。

それから、これはもう感覚的だったのですが、本当に保育者の確保は大変だなということを思いました。給与体系とか待遇とかいろいろあると思いますが、さっきも言いましたけれども、その市費によるスタッフの拡充はできないのかとか、いろいろ現場を見ながらそんなことを思いました。

それと、やはりかわりがいない状態でずっと保育をしているので、若い先生方、もう、ちょっとし

んどいという話になってしまうのです、どうしても。きょうは休みたいのだけれどなかなか休めないとかという状況もあるので、やはりそういった意味ではもう少し拡充しないと、もうぎりぎりのラインですとみんな保育をしているという現実があるので、その辺を何とか賄いたい。

それから、スキルアップ、レベルアップのためにも訓練をしていくというふうなこともありますし、年長さんはお昼寝しなくてもいいかなと僕は思っていますが、やはり昼寝をする以上はエアコンの設備がどうしても要るような気がしてなりません。いわゆる、保育所で一番、昼寝の時間に死亡事故が起きるとというのが、今全国的に一番多いと言われていまして、15分間隔で呼吸をしているかどうか、寝返りを打っているかという確認をするのも大事なことなものですから、ある程度いい環境でお昼寝をさせてあげたらなというように思いました。

ちょっと接続のほうは足りませんが、以上です。

○委員長

ありがとうございました。

御意見、御質問があったらお願いします。

○委員

今、委員がおっしゃったところとちょっと似ているのですが、所管の問題ですが、幼児から大人まで全て共育でというふうに考えると、やはりこども園と小学校の接続とか連携ということもありますし、共育にかかわるところで一括して教育委員会ですというようにしたほうがスムーズに行くのではないかなと思うのです。全ての面で連携がうまくいきますので。

ちょっと話が違ってしまうかもしれませんが、児童クラブは厚生労働省で、放課後子ども教室が文科省ですよ。それを新城市では、児童クラブも教育委員会の管轄にして、全て幼児から大人までを教育的な面のかかわりのあるところは教育委員会というようにした方がうまくいくのではないかなと。いろいろな面で難しいことがあるかもしれませんが、新城版こども園、新城版放課後子ども教室というようになっていくと理想的かなと思うのですがいかがでしょうか。将来的なことになるかなと思いますが。そんなことを私は思っています。

○委員

昨日、豊川で保育士さんをしている女性と一緒に子供を連れて遊びに行きました。彼女が言っていたのは、「そろそろ仕事をやめようかと思うのです」と言うのです。40歳ぐらいだと思うのです、お子さんの年齢を考えても。ちょっと年齢を聞いたことがないのですけれども。学年というかクラスの主任とかぐらいにはなっている。その上の管理職ではないのだけれども。

理由はというと、今までは加配がついていた保育園に行っていたのだけれども、それは支援学級があったりするところに行っていたのだけれども、今度はそれがなくなるところに行ったら、人が物すごく少なくなってしまうと、休めない。家の事情があったり自分の体調が悪かったりしても休めないし、書類をつくったりするのも全部が終わってからその後でというようになっていく。非常に人がいないがゆえに、切りなくずっと気を張り詰めて仕事をしなければいけないようです。

もう1つ感じたのは、やはり御自身がプロの保育者でいらっしゃるのです、私みたいに子供を放って

おくことができなのだろうと思うのです。その辺の価値観というか、そこがすごくポイントが高くて、「まあ、いいわ」と言えない、「ここはちゃんとやらなきゃ」、自分が先生なので「ここは親御さんにきちんとしてほしいのだけだな」というものを自分もきちんとしていたい。私はその辺が「まあ、いいか」となっている。この差はきっとすごく大きくて、自分の子供を育てながら病気になったりするというようなときがあるのだけれども、非常にそのところが苦しくて、続けていくのが困難だということを感じていらっしゃるようでした。

そういうことを聞いて、今、委員さんが言われたことで思ったのですけれど、やはりスタッフを拡充しないと、先生方、続けていける環境になっていかないだろうなというようなことを思います。仮にうちの愚息が15人クラスにいたとしたら、とても面倒を見切れないうようなことを考えますし、よその子供を預かっているというその緊張感というものはすごく大きいものがあると思いますので、何らかの形で研修を受けるにしても、自分の何かの事情で休むにしても、ある程度ローテーションを組めるぐらいの人事の体制が本来は必要なのだろうと思います。

その上、この地域でよく言われていることは、保育士さんの給与がちょっと周辺の地域と比べて安いのために流出してしまうというか、新城ではなくて、だったら豊川でとか豊橋でというようなパターンがあるように聞いています。実際に私がその給与体系をきちんと見たわけではないのですけれども、臨時の保育士さんの給与なのですかね、何かその辺のことを聞きましたので、その辺の格差がもしあるようであれば、条件等々も含めて調べていただいて検討していただくことが必要ではないかなと思いました。

あと臨時と、それから、正規の職員の待遇の違いなのですから、給与面もそうなのですが、同一労働、同一賃金、単純には言えないところがあるかもしれないのですけれども、もう少し報いてもいいのではないかなと思うことと、それから何より、特に今、このこども園という制度に変わったところですので、職員研修が臨時の職員に対しても十分なされていくということが、幼児教育、いろいろな意味がありますけれども、そこを充実していく重要ポイントになるのではないかなというように感じました。

○委員長

ありがとうございました。
よろしいですか。

○委員

私、こども園で共育がどのぐらい広がっているかちょっと調べてみたのです。そうしましたら、共育という名前を使っているのが2園ありました。あとは、連携という言葉は、積極的に使っているのが1園、あとは、何か書いてあるぐらいだったので、それでもやはり管轄が変わっても共育の考えに賛同されて共育という言葉を使っている園に対しては、すごくありがたいなというふうに感じました。

あと、研修に関してですけれども、1園だけ表にいたしまして、こういう研修を何月ぐらいにしているということを書いてありまして、それもこの園は、保育者が研修に対して力を入れているのだということアピールしているのだなということがわかりました。

私、思っていることがあるのですが、研修会をたくさんしていただいて新しいものを取り入れていただきたいというふうに思っているのです。例えばリズムなんかも、今から二、三十年前は「何、それ」という感じだったのですけれども、いろいろな人の普及のおかげで日常的なものになってきております。心理学もさまざまな分野に広がっておりますので、そちらのほうもぜひ積極的に新しい心理学を学んでいただきたいということを思っております。

それから、あと職員のことですが、私の知り合いの方が27歳で、「もう疲れた」と言ってやめたのです。「え、これからじゃないの」と思ったのですけれども、もう結婚もしたし疲れたから主婦業をしたいということでやめたのです。もう1人の方、知っている方ですが、50歳なのですけど、臨時の方なのですけれども、「私は今、老体にムチを打っている」とおっしゃっていたのです。私から見ると50歳は老体ではないと思うのですけれども、そんなことを言っておられました。あともう1人は、「大きな園は望んでいない。小さな家庭的な園で本当は保育をしてほしい。」ということ述べていたのが印象的でした。

○委員長

ありがとうございました。

ちょっと時間のほうの関係もあるので、市長さん、何かありますか。

○市長

こども園と小中学校の接続のことは、ずっと一貫して追いつけていかなければいけない課題で、先ほど出た担当・所管の問題もそうですし、それから今日、委員から非常に重要な問題提起もしていただいてありがたく思います。

私、最近、ちょっとおもしろい本を読みました。『「学力」の経済学』、中室牧子さんという教育経済学者が書いた本で非常におもしろかったですけれども、これはこういうことを書いてあるのです。

「教育投資をいつしたらいいか」という研究があって、これまでの研究が明らかにしているところによると、人々は教育段階が高くなればなるほど教育の収益率、つまり教育に対する、投資に対する、返ってくるフィードバックが、収益率が高くなると信じているようだ。つまり子供の成功のためには、小学校よりも中学校、中学校よりも高校、高校よりも大学や大学院に行くと、学齢が上がるほどかけるお金や時間をふやすべきだと。確かにそういうふうに思われているのだが、しかし、教育経済学はこの思い込みを真っ向から否定します。教育経済学の研究蓄積にはまだまだ議論が収束しないテーマも多いのですが、どの教育段階の収益率が最も高いのかと聞かれば、ほとんどの経済学者が一致した見解を述べるでしょう。最も収益率が高いのは子供が小学校へ入学する前の就学前教育、幼児教育です。

ノーベル経済学賞を受賞したヘックマン教授による人的資本投資の収益率を年齢別にあらわした表があるのですけれども、きれいに就学前からどんどん減っていくのです、収益率。一番高いのは生まれる前の母体へのケア。それに続いて就学前というふうになっているのだそうです。

人的資本投資の収益率は、子供の年齢が小さいうちほど高いと。就学前が最も高く、その後は低下の一途をたどっていきます。一般により多くのお金が投資される高校や大学のころになると、人的資本投資の収益率は、就学前と比べるとかなり低くなります。

ということなのだが、ただ、この人は、それをなかなか言うのを躊躇していたのは、結局、その早期教育という英才教育みたいなふうに理解されるとまずいと。そうではなくて、人格形成の段階の投資、人間関係ですとか、いわゆる認知能力とはまた別の、しつけだとか人間関係。これが一番肝心だということと言われて、非常におもしろい。

まさに我々の考えようとしていることは、就学前から接続、ずっと一貫して人格形成、あるいは知的な形成をケアする仕組みをつくっていかうということでもありますので、ぜひこれ、保育士さんと学校教員との今までは意識の違いが大きいのですけれど、徐々に徐々に垣根を小さくしていき、今日は本当に、委員さんにずっと見ていただいてうれしかったのですけれど、何かもう一歩、二歩も踏み出していけるような仕組みづくりをしていきたいと思います。

教育委員会が全部所管するとなると、多分、教育委員会の事務局メンバーを倍ぐらいに増やさないとかなかなか。逆にそれは人事でこども未来課から持ってくればいいのかということかもしれませんが。人の習慣とか長く続いたシステムがあるので、なかなか一挙にはいかないと思いますけれども、何とかこれを新城教育の大きな特徴にしていきたいという思いであります。無償化のほうも含めて。

それから、保育士さんはやはり圧倒的に確保が難しいのです。それから、給与が違うということは基本的にはちょっとないよね。

○教育部長

正規職員については、それぞれ自治体の給与水準があるのですが、以前は、新城市は県下の市でも非常に低い給与水準だったのですけれども、今は大分平均的なものになってきています。

それから臨時職員については、これは労働基準の関係で最低賃金水準というのが県から示されますので、それをベースに市全体の臨時職員の賃金体系というのは組んでいるものですから、新城市がよその自治体に比べて低いというようなことはそんなに考えられないのかな。裕福な自治体が上乘せしていれば別なのですけど、そんなことはないですよ。

○委員

ないと思うのだけど、格差ではないですかね。臨時と正規との。

○委員

私がちょっと人から聞いたのはそういうふうなことで、確認はしなくて本当に申しわけないのですけれども、よそは市営ではないところもたくさんあるのではないですか。それがあるのでそちらに流れていっているということがあるのかな。

○教育部長

民間のほうが安いのではないのかな。

○委員

でも、市の臨時の時給は安いと思いますよ。幾らか、1,000円ちょっとくらいでしたか。

○教育部長

1, 000円ぐらいかな。

○委員

それぐらいですよ。普通のバイトとしたら決して安くはないですけども、専門的な資格を持ってというようなことの金額かどうかということを考えたら、決していい金額だねというふうに思わないですし、一生それで食べていけるかどうかわからないけれども、月収にしたら幾らかとか、それにさらにいろいろな年金がついてくるとかとかというような、そういうところに換算していったら、ちょっとこれはなかなか恵まれないなという。そこまでして、無理して老体にムチ打って仕事するかみたいなことになる。

○委員長

ちょっと短くしてください。

○教育部長

恐らく、正規職員と臨時職員との人事格差というのはどうしてもあるのですが、そのあたりで臨時職員の方にちょっと嫌気が差してしまうというようなことは多分にあるのかなという気がします。

○委員長

それでは、委員さんの提案ですけども、これ3つ、15分でできますか。

○委員

15分で。はい、そのつもりで。

○委員長

では、それを15分で。

○委員

資料にまとめてきましたので、見ていただければと思います。

私が番号をちょっと振り間違えました、済みません。②、③、④は、③、④、⑤に変えて見ていただくとありがたいですけれども、お願いします。

座って失礼します。

まず、私のほうから申し上げたいところは、少子化社会での中学校部活動のあり方ということと、それから、児童の放課後の過ごし方、それから、通学の利便性の確保という、この3点です。まとめて、私は、放課後周辺の課題というふうに取り上げられるのではないかなと思いましたので、まとめて発表させていただこうと思っております。

まず1つ目ですけども、まず部活です。皆さんも既にいろいろなことでよくおわかりのことかと

思うのですけれども、少子化によって部活動に参加する子供も少なくなりましたし、指導するための教職員も少なくなりました。そのために、今までどおりの部活がなかなかできなくなっています。チームが組めないというのもありますし、先生方が非常に忙しいのに、さらにその部活動にかかわる先生方がほとんどになってしまっているのです、学校のいろいろな業務との両立ということが図りづらくなっているというふうなことです。

しかし、部活を減らすということは競技を減らすということなので、皆さん、ずっと自分の学校のスポーツのチームを応援してきていたりですとか、もしくは自分がもともとここのバスケ部の出身なんだよな、ということがあると、なかなかその部活を減らせないというような状況の中で、どうやって学校の部活を減らしていくかということが大きな問題になっています。

実際には、私から見ると、これを地域の力をかりた共育部活動にしていくというようなことが妥当な方策ではないかと思いますが、なかなかそういうところに、「では、そうやっていきましょうね」というところに進んでいないのが現状です。

理由は、これまでの習慣があったり、学校の部活は学校で頑張れみたいなのところがあったりですとか、そういうものにずっと変えていくというふうなことに對しての不安だったりとかがあるかと思えます。

しかし、学校の今の部活はそのままで非常にいいものではもちろんあるかと思えますけれども、問題がなかったわけではないので、そのあたりの改善をしながら学校連携部活、共育部活というものの推進ができたらと考えます。全て今の部活動をやめてしまうということは、余りにも急激的過ぎてしまって無理なのだろうと思うのですけれども、新しい選択肢を増やすことによって、学校での部活、従来型の部活というものを少し削減、縮小をしていって、そこにそれ以外の選択肢もありますよ、というような形で選択肢が広がりましたよという形で、地域の皆様、児童・生徒、それから保護者にお伝えができるということが必要ではないかと思っています。

その中で、今、書かせていただいた課題、幾つかここに挙げているのですけれども、学校連携部活動、とりあえず共育型の連携部活、どんなことができるのか、どんな資源があるのかということを確認しながらパイロット事業みたいなことができないかなということをおはちょっとと思っています。

裏返していただきますと、これはダミーでつくったチラシなのですけれども、今までの学校の部活を少し小さくした分、どこがフォローするかというようなことを考えた組織ですとか、また、活動をサポートできるようなことが、今、私たちに求められることではないか、また市のほうにも協力をお願いしていきたいなと思っていることです。

取り組みとしては、今言ったパイロット事業をどういうふうにしていくかということですか、また、これは子供を預かることになりますので、推進、運営していく体制ですとか、また、設備というか施設も非常に重要になってきます。それをどう使うかということもありますので、管理の問題も出てまいります。

それから、指導者をどのように確保していくのか。一般の方というのは、通常は日中、仕事をしているものですから、子供の生活パターンとどういうふうに合わせていくのかということになります。やっていくときに、例えば夜にやりましょうねというようなことになったときには、大きな施設の改修ですとか、もしくはナイターの照明をつけてほしい等のハード整備なんかも必要になってくるかもしれません。今、ちょうどスポーツに関する施設の提案というものを見直すところに来ているかと思

いますけれども、そういうことに共育部活のような視点を十分入れていって、見越した形のものをつくっていただけるといいかと思います。

もう1つ、移動に係る負担ということなのですが、これは、その後の通学の利便性と非常に関わってくるかと思うのですが、共育部活が学校にそのまま残ってやっつけられる部活と違うところは、やはり移動しなければならないという点です。新城市内、非常に広がりますので、子供たちに自転車で行ってくださいと言って、行けない可能性も非常にあります。特に夜になってしまったりとかすると、帰りはどうするかという、そのところの具体的な課題の解決というのはどうするかということがありますけれども、そのあたりについても、例えばバスを使うですとか、そういうふうなことの当てがができるといいかなと思います。

続きまして、先ほど来、共育の部分ですとお話が出てきています放課後子ども教室です。放課後の居場所づくりというように考えていいかと思います。放課後子ども教室なのですが、親が働いているからその間面倒を見るという観点では既に新城、随分なくなってきているかと思いますが、就労のサポートのほかに子供の過疎によって遊びのための空間、時間、仲間というのがなくなってきている。それからもう1つ、下校の話になってきてしまうのですが、過疎化によって下校集団が形成できません。低学年が1人、2人で電車に乗って帰らなければいけないですとか、もしくは何キロもの道のりを歩いて帰らなければならないというような状況があります。それをやはり上の学年の子をきちんと待って何人かで帰るようにしましょうねということになると、1年生、2年生、1時間、2時間の時間をどういうふうに過ごすのかということが課題になります。

また、公共交通機関を使っている学校も多々ございますので、そのバス待ち、電車待ち、それから場合によってはスクールバスも1本だけですよという場合には、先ほどと同じように上級生を待つ時間が発生します。この時間の安全の確保、それから質の向上というのがここに課せられていることではないかと思っています。

取り組みなのですが、地域及び学校の事情によってどうしてもそこにいなければいけない子供たちにとって、今までどおり、「はい、月5,000円」というお金のいただき方をしながら預かるということが適切かどうかというようなことをちょっと考えられるといいかなと思います。特別なサービスがあるということに対して、サービスのその対価としての支払いというのが発生するのは、十分理解できるのですが、ただバスを待っている間、どうしてもあなたは自動的に5,000円もらうことになってしまいますということが、今、私たちの地域でもちょっとその辺のことを考えたのですが、なかなかお願いしづらくてその部分の利用が進んでいません。

それから、安全を担保するための人的措置、経費の問題になってくるかと思うのですが、具体的なプログラムとは別に、その場をきちんとしていくという今の児童クラブの管理者と同じ形でいいかと思うのですが、その管理者と、それから共育でやっつけようというようなことであるならば、それプラスアルファの質を上げるためのお金というようなものをどういうふうに分けて考えていくのか。自分たちでやりたいよといったときに、この部分の人員費は市のほうで見ましようねとか、制度上で見ましようねということがはっきり見えてくるといいかなと思っています。

それから、体制の整備なのですが、今、作手と鳳来寺に関しては大きく施設が新設されて充実したものになってくるかと思いますが、そのほかのところも徐々に整備が進んでいると思います。一方で、その学校の施設を使っていくという体制が1つはできるようになると、少し導入がし

やすくなる場所も出てくるかと思いますが、管理上の問題ですとか、そういったものが課題になっていて、このあたりはどういうふうな約束事にしますかということになっています。そこを共育コーディネーターがきちんと入っていけるようになって、学校と一緒に管理したりですとか運営したりとかということができるようになると、ある一定の信頼関係というか今以上の信頼関係ができるようになって学校施設を共有するというようなことが図れるようになるかもしれません。ここは共育というところに非常に大きく関わってきますし、それを地元がどう受け入れていくか、どういうふうに進めていくかということが重要になってくるかと思っています。

続きまして、⑤の通学の利便性の確保です。公共交通機関というのは、利用者がいなくなると、やはり便数が減ったりしていきます。子供たちというのは、そこを非常に支えているのですけれども、スクールバスを入れてしまうということになると、またそこが減ってしまうということであらうです。公共交通を支えるという観点と、それから子供たちの時間割り、学校がきちんとできないということだと大変だよなというところがあるところだと、私も取り組みながら思ったのですけれども、そういうところのせめぎ合い、どういうところでバランスをとっていくのか、どこまでは我慢できて、どこまでは、ここからは何とかしよう、手を入れようよ、と考えるのかということが、ちょっと整理ができるといいかなと。地域のインフラを支えることと子供たちの環境をきちんとしていくことというのを、1つの合意点みたいなものをつくりながらこの辺のことが進められるといいかなと思っています。

次、東陽小学校が取り組んだのが、公共交通機関と学校日課のミスマッチでした。時刻表と学校日課が合っていないくて、非常に負担が大きかったというようなことを考えました。解消させていただいて、このところはありがたいと思っています。

学校によって、そういうところがもしほかにもあるようでしたら、情報を取っていく必要があるかなと思います。

非常に今、大きな問題になってくるところは、鳳来中学校の鳳来北西部地区の生徒の問題かと思っています。バスを3本ぐらい乗り継いでいるのです。常に2回乗り継ぐのですけれども、この状況をやはり早く解消してあげたいなと思っています。鳳来寺小学校のスクールバスがうまくそのところとリンクできると、私はいいのかなというようなことを思っておったのですけれども、きちんとそのところが、どんな方法があるのかということいろいろ繰り返し出して、「じゃあ、これでいこう」というのをみんなで考えられるといいかなと思っています。

それから、通学の問題で非常に大きいのは、学校から遠くて通学の負担の大きい子供たちが、さらに大きな負担を強いられるという状況になっていることです。学校の近くにいる子供たちは何も、そんな問題があることも知らないということが多く、なかなか理解ができなかったり、されなかったり、人数が少なかったりして、学校全体の問題になっていかないので埋もれているところがたくさんあるのではないかという気がしますので、そのあたりを洗い出せるといいかと思っています。

取り組みなのでも、交通以外の方法はあり得るのか、前にちょっとある学校の校長先生がおっしゃったのですけれども、学校寮を復活させるとかということはあるのかですとか、いいかどうかはわかりませんが。それから、一定水準以上の利用が見込まれないときに、公共交通というのは今までのパターンではだめだと思っていますので、やはりデマンド型の公共交通というのを考えるところにあるのではないかと思います。その場合、やはり担い手の確保と公の支援というのがどういうふ

うにしていけるのかと思っております。

あと、先ほども申しましたけれども、共育部活動のアクセスのところを一緒に整理ができたと思っております。

○委員

行政課の中に新しく公共交通を考えられる部署ができたと伺っておりますので、ここに関しては大いに期待をしていきたいと思っておりますし、私たちにもそのあたりの情報をどんどん出していただいて、勉強ができる環境というのも、もちろん自らも求めていきたいと思っておりますし、連絡が密になっていくといいなと思っております。

早口で申しわけありません。以上、報告です。

○委員長

ぴったり15分でありありがとうございました。

ちょっと御意見を伺っていると時間がなくなってしまうものですから、市長さん、もし何か今のことでありましたら。

○市長

結構です。

○委員長

よろしいですか。

○市長

はい。

○委員長

では最後、私のほうから、学校統合の実情ということですが、主に作手小学校のことについてお話をしたいと思います。

今、皆さんにお渡ししたのは、先ほども話題になっていたのですが、作手の地域自治区の皆さん方、それから作手小学校の設立に関わっている皆さん、あるいは保護者の皆さん、そういう方の主な意見をこの一覧にしたわけですが、平成28年度の地域自治区予算にこういうようなことを要望したいねということで意見が出ました。

事業名としては共育施設「山村交流施設」＋「小学校の活用推進及び開設準備事業」ということです。

まず、こけら落としの開催をしなければいけないねということで、そこに書いてあるような内容で、費用はよくわからないけれどもこれぐらい要るのかなということで挙げてあります。

それから、この費用についてはあくまでも概算であって、あくまでも要望の案ですので、そこら辺、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、山村交流施設活用推進準備ということで、このところに研修費として結構上げてあるわけですが、現在、studio-Lという人たちが作手小学校設立準備に関わるワークショップを進めておってくださって、この人たちが入ることによって作手の人たちが非常に前向きに取り組むようになったということで、ぜひこの人たちの指導を受けたいという、そういう希望で、これ計上してあります。あと記録撮影とか編集、それから運営ノウハウを学ぶ研修ということで計上しています。

それから、活動アイデアチャレンジということで、テーマ別に調理室利用に関する準備、あるいはホール、中庭利用に関する準備、あるいは図書室にかかわる準備、それぞれそれぐらいのお金が要るのではないかと。

それから、次に学校支援ですけれども、共育活動の準備だとか支援で、1つは小学校の歌声支援ということで校歌制定並びに歌唱指導、あるいは発表会の準備で大ざっぱにこれぐらい要るのではないかと。

もう1つが放課後活動、特に先ほど出ておりましたが、放課後子ども教室、それからこども園の支援、それで作手では、ぜひ今後、英語教育とふるさと学習に取り組んでいきたいということで、先ほど市長さんからも就学前の子供への早期教育ではないけれども、その経済的な効果が非常に大きいよというふうにおっしゃったのですが、私たちは作手小学校を、やはり全国に発信できるような、そういう教育をしたいなというふうに考えておって、すごく大勢というわけではないのですが、多くの皆さんの御意見をお伺いしたところ、英語教育とふるさと教育に力を入れたいと、そういうような希望がありました。やはりこども園の子供たちのころから英語教育を進めたいと。それについては、講師をどうしても必要とするので、その講師の費用を計上したいと。その講師料を幾らにするかということなのですが、よくわからなかったのですけれども、講師料というのは新城市で決まっていて、1時間当たり1,150円だから午前中3時間、週40時間来てもらって年間15万円ぐらいではないかという、そういうふうに計上してありますけれども、県の非常勤講師が2,900幾らに比べると非常に安いわけですが、最低でもこれぐらいの講師料は必要になるのかなということを考えております。

そして、平成29年度になりましたら、放課後子ども教室のほうにも講師を充てて、特に1、2年生、3年生以上は英語活動もしくは英語科が始まりますので、1、2年生については放課後子ども教室で対応していった英語教育を進めていきたいなというふうに、そういうふうに考えております。

それからもう1つ、その下のところに図書室整備と書いてありますけれども、図書室についても読み聞かせグループだとか、あるいは図書室が設置されるのを心待ちにしてみえる皆さんがいて、例えば台帳のデータを整理したい、バーコードだとかカバーをつけたりだとか、廃棄処分をしたりだとか、あるいは個人カードのシステムだとか、あるいはそういうようなことについて手伝えるところはできるだけ手伝えていきたいと、そういうような構えでおりますが、今のところ、まだ担当課が決まっていないので、どういう形でこら辺のことを協議していったらいいかわからないものですから、そういったところで作手の人たちの要望としては、やはりオンラインを導入してもらいたいと。この前、一宮の生涯学習センターへ行きましたら、中央図書館とオンラインでつながっていると。豊橋のほうも全部オンラインというわけではないですけれども、中央図書館から遠く離れたところは全部オンラインでつながっております。作手はここへ出てくるのに30分はかかりますので、できればオンラインでつなげていただけるとありがたい。

それからもう1つは、やはり図書の導入にしる、貸し出しにしる、あるいは図書館を利用したい

いろな活動をするにしろ、司書はいただけないにしろ図書館主事のような人的配置をぜひお願いしたいというようなことを皆さん話し合っております。きょう、実は作手小学校設立準備会の本年度の2回目の会議があって、このことについて皆さんで協議するわけですけれども、そのときに使う資料をちょっと事前にいただいてきて、今日はこれをもとにしてちょっと説明させていただきました。

以上です。

御意見、御質問等があったらお願いします。

ちょっと時間がないものですから、市長さん、もし何かありましたら。

○市長

学校支援のところの今の講師料ですけれども、これは今後ずっと続けるわけですよね。これ、例えば、こけら落としが1年で終わりますよね。山村交流の研修費はどうですか、これ。

○委員長

これもまず1年、もしくは29年度ぐらいまでやれば済むかなと思います。特に研修費のほうは1年で終わります。

○市長

そうですか。

○委員長

はい。

○市長

ずっと続くのが。

○委員長

学校支援の内訳の下のところです。

○市長

下のところ。これですね。

○委員長

はい、そこだけです。

○市長

これは自治区予算の中でちょっと検討しておく。私はそこを聞いたかっただけです。

○委員長

よろしいですか。

それでは、本当はもう少し時間があつたら皆さんからの御意見、御質問等をお伺いして意見交換をしたかったのですが、時間が迫っております。

次回の総合教育会議の確認だけさせていただきますが、11月30日の午後1時30分からこの会議室で予定されておりますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

では、これを持ちまして司会進行役を終えさせていただきます。

市長さん、閉会宣言のほうをよろしくお願いいたします。

閉会

○市長

ありがとうございました。課題を整理しながらまた次回の会議で議論を重ねたいと思います。

以上をもちまして第1回の総合教育会議を閉じたいと思います。

ありがとうございました。

閉会 午後3時30分